

新発田市定住化促進事業《空き家バンク》

募集要項

～ 買いたい人 ～



【目次】

1. 事業の概要	P. 2
2. 利用者登録申請	P. 2
(1) 対象者	
(2) 利用内容	
(3) 提出書類	
3. 祝金交付申請	P. 3
(1) 対象者	
(2) 提出書類	
(3) 申請期限	
4. 祝金の金額・件数	P. 3
(1) 祝金の金額	
(2) 祝金交付予定件数	
5. 申込方法	P. 4
6. 受付期間	P. 4
7. 仲介行為等	P. 4
8. 登録事項の変更	P. 4
(1) 対象者	
(2) 提出書類	
9. 登録事項の抹消	P. 4
(1) 対象者	
(2) 提出書類	
10. 手続きの流れ	P. 5
11. 個人情報の取扱い	P. 5
※ 別表 手続きの流れ ～空き家を買いたい人（利用登録者）～	

問合せ先、申請受付窓口

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係

新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階 電話(0254)26-3557

1. 事業の概要

市内にある空き家を有効活用し、市内に定住する人の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の物件情報をお探しの方に、空き家バンクに登録された物件の情報を提供します。

この制度を利用し登録物件を購入した場合、売買契約成立後に祝金を交付します。

2. 利用者登録申請

新発田市内で空き家をお探しの方で、空き家バンクに登録された物件の情報提供を希望される方は、「空き家バンク利用者登録」が必要です。

申請の詳細は次のとおりです。

- (1) 対象者：新発田市内で空き家をお探しの方で、空き家バンクに登録された物件の情報提供を希望される方

※利用者登録は、空き家に定住する意思を有する方及び空き家に定期的に滞在し、地域の活性化に貢献したいとお考えの方に限ります。

※賃貸物件及び土地のみの取引は対象外です。

- (2) 利用内容：利用者登録により次の事項が可能となります。

① 物件の詳細な情報の取得

② 物件の現地見学

※見学日時を調整後、ご案内します。なお、見学は先着順に行い、先に見学希望の方が交渉に入らない場合にご案内します。

※利用者登録と現地見学の日程調整に時間が必要なため、申請当日に見学日時のご案内はできません。予めご了承ください。

- (3) 提出書類：登録の際には、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

- ① 新発田市空き家バンク利用者申請書（第8号様式）
- ② 物件登録希望者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等）
- ③ その他市長が必要と認める書類

※1 申請書には捺印が必要です。窓口にて申請書を記入される場合は、ハンコをご持参ください。

※2 利用者登録は無料です。

（売買契約の際、別途仲介手数料がかかります。）

（物件を購入した後に、改修等の費用が必要な場合があります。）

※3 現地見学の際は、各自の自家用車等で移動となります。

3. 祝金交付申請

空き家バンク制度に利用者登録をした方で、登録物件の売買契約が成立した方には**祝金**が交付されます。祝金の交付を受けるには、申請手続きが必要となります。

手続きの概要は次のとおりです。

(1) 対 象 者：空き家バンク制度利用者登録を行い、売買契約が成立した方

(2) 提 出 書 類：下記のとおり

《売買契約成立後》

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ① 新発田市空き家バンク補助金交付申請書（第1号様式） | |
| <input type="checkbox"/> ② 直近の納税証明書 ^{※1}
（市区町村税等の滞納が無いことの証明書） | → ②が新発田市の場合、
新発田市収納課で取得
できます。 |
| <input type="checkbox"/> ③ 対象となる住宅の位置図（付近見取図） | |
| <input type="checkbox"/> ④ 売買契約書の写し | |
| <input type="checkbox"/> ⑤ その他市長が必要と認める書類 | |

※1 ②納税証明書については、次のものを提出してください。

- ・ 転入及び転出がない場合は、住所地のもの
- ・ 新発田市へ転入の場合は、転入後（新発田市）のもの

※2 提出書類のうち各種証明に発行に手数料が必要となります。予めご了承ください。

補助金交付申請の後、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

補助金の交付が確定した後、市から補助金請求書の様式を郵送します。必要事項を記入
うえ、市へ提出してください。

《補助金確定通知後》

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 新発田市空き家バンク補助金請求書 |
|---|

請求書の提出後、補助金が指定の口座に振り込まれ、手続きが完了となります。

(3) 申 請 期 限：物件の売買契約の日から1箇月以内（上記①～⑥の書類提出期限）

※祝金の交付申請には期限があります。ご注意ください。

4. 祝金の金額・件数

(1) **祝金**の金額：物件の購入者は次の区分により、祝金が交付されます。

- | | |
|------------|------|
| ① 市外からの転入者 | 10万円 |
| | 5万円 |
| ② 市内在住者 | |

(2) 祝金交付予定件数：予算の範囲内

5. 申込方法

申請書類を申請受付窓口（建築課 空家・住宅対策係）へ直接提出してください。
申請書は受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。その場合は、委任状を提出してください。

委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば、別様式でもかまいません。

（委任状記載事項）

- ① 委任する相手の住所・氏名
- ② 委任する内容
- ③ 委任した日付
- ④ 委任した本人の住所・氏名（自署による）、押印

6. 受付期間

○受付期間：随時

○受付時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

7. 仲介行為等

円滑な取引を行うため、空き家の売買手続き等は、公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会新発田支部を通じて行っていただきます。

市は、交渉・契約にかかる仲介行為等を行いません。

8. 登録事項の変更

利用者登録後に、登録事項の変更を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

（1）対象者：空き家バンク制度に利用者登録をされた方で、登録内容の変更を希望される方

（2）提出書類：新発田市空き家バンク利用者登録変更申請書（第11号様式）

変更申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

9. 登録事項の抹消

利用者登録後に、登録事項の抹消を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

（1）対象者：空き家バンク制度に利用者登録をされた方で、登録内容の抹消を希望される方

（2）提出書類：新発田市空き家バンク利用者登録抹消申請書（第14号様式）

抹消申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

10. 手続きの流れ

手続きの流れは、別表「手続きの流れ ～空き家を買いたい人（利用者）～」をご確認ください。

11. 個人情報の取扱い

空き家バンク利用者登録をされた方は、この事業から知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、または不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはなりません。

また、保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄しなければなりません。